

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 5 月 1 日、令和 2 年度木古内町一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり専決したので、同法第 3 項の規定により承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

令和2年度木古内町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度木古内町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,269千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,009,480千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年 5月 1日専決
木古内町長 鈴木 慎也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		225,598	8,265	233,863
	2 国庫補助金	55,007	8,265	63,272
18 繰入金		308,474	5,004	313,478
	1 基金繰入金	302,524	5,004	307,528
歳 入 合 計		3,996,211	13,269	4,009,480

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		909,609	8,265	917,874
	1 社 会 福 祉 費	790,609	7,117	797,726
	2 児 童 福 祉 費	118,650	1,148	119,798
4 衛 生 費		626,956	5,004	631,960
	1 保 健 衛 生 費	437,153	5,004	442,157
歳 出 合 計		3,996,211	13,269	4,009,480